

令和6年度大阪市国民健康保険運営協議会第1回総会

1 日 時 令和6年12月19日（木）午後2時から

2 場 所 大阪市役所 7階 特別委員会室

3 出席者

（委員）

・被保険者を代表する委員

新井委員、石部委員、大坪委員、鈴木委員、東山委員、福井委員、若林委員、涌田委員

・保険医又は保険薬剤師を代表する委員

杉浦委員、利森委員、宮田委員

・公益を代表する委員

今田委員、上田委員、竿田委員、鈴木委員、たけち委員、立見委員、服部委員、
松田委員

・被用者保険等保険者を代表する委員

真島委員

（福祉局）

坂田福祉局長、中谷保険年金担当部長、西川保険年金課長、吉野国保保健事業担当課長、
金井国保収納対策担当課長、奥村保険年金課長代理、中村国保収納対策担当課長代理、
坂田国保収納対策担当課長代理、秋山国保広域調整担当課長代理、福永保健副主幹、
その他関係職員

4 会議内容

（1）開会

（2）福祉局長あいさつ

（3）出席状況の報告（事務局）

（4）報告事項について

《報告事項》

報告1 大阪市の国民健康保険事業について

①国民健康保険制度の概要

・医療保険制度の概要

・国民健康保険の主な事業内容（本市国保の場合）

②大阪市の国民健康保険事業の特徴

・加入率

・加入者の所得構成

- ・医療費の推移
- ③大阪市の国民健康保険事業の状況
 - ・国民健康保険運営の改正
 - ・国民健康保険の財政スキーム
 - ・保険料水準統一の全国状況
 - ・大阪府の「国民健康保険運営方針」における保険料率の考え方
 - ・令和6年度 国民健康保険料率改定
 - ・保険料収納率の推移
 - ・保険料収納率向上に向けた取組
 - ・医療給付費の適正化に向けた取組
 - ・特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業
 - ・アスマイルを活用した特定健診受診率向上の取組
 - ・【大阪府国民健康保険運営方針】P D C Aサイクルに基づく進捗管理について

報告2 保険証廃止に伴う本市国民健康保険の対応について

報告3 子ども・子育て支援金制度について

- ・制度の概要、財源の基本骨格
- ・子ども・子育て支援納付金
- ・支援金の試算、本市の対応

5 議事

【竿田会長】

それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。
報告事項の1から3につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【西川保険年金課長、金井国保収納対策担当課長、吉野国保保健事業担当課長】

配布資料1に基づき、報告事項1について説明

【竿田会長】

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見などございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

【竿田会長】

それでは引き続き、報告事項の2「保険証廃止に伴う本市国民健康保険の対応」について、事務局からご説明をお願いします。

【西川保険年金課長】

配布資料2に基づき、報告事項2について説明

【竿田会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきまして何かご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。

【たけち委員】

大阪市会議員のたけちでございます。

先ほど事務局からいただきました説明によりますと、マイナ保険証の保有率が全国の状況では62%、本市国保の被保険者では全国を下回る51%程度ということでございます。

またマイナ保険証の利用実績が、10月では15%、また11月では18%、今月になって28%と一気に上昇しているということですが、実際にはまだ持っているけれど使っていないという方もたくさんおられるのが実情だと思っております。

私自身も議員として活動をさせていただく中で、特に高齢者の方から、登録の仕方がわからない、使い方がわからない、使えるかどうかもわからない、といった話を聞くことがございます。

高齢者の方は特に地域で行われる様々な活動の場などで情報を得たり、その情報が行動を起こすきっかけになったりすると感じております。

私の方から提案ですけれども、各区役所ともしっかり協力しながら、一斉に通知するというところだけによることなく、例えば各区の地域活動の連合町会長会議や町会長会議等、そういった場を通じて高齢者の方、一人一人に通知、伝達できるような、そんな周知広報ができないか考えていただきたいと考えております。

【西川保険年金課長】

ご意見ありがとうございます。

保険証は新規発行がされなくなり、マイナ保険証の利用が今後基本となることについては、本市のホームページや各区の広報紙への掲載、またビラの送付といった、様々な機会を活用して、市民の方々への周知に努めており、現在のところまで大きな混乱なく進めることができっております。

一方で委員からご指摘いただきましたように、行政側からの一方通行の周知、広報というものは、被保険者の方には実感として響きにくいということも考えられます。

つきましては、今後どのような方法が効果的なのかといったことも含めて、各区長と相談しながら、高齢者の方にしっかりと行き届く、効果的な広報・周知について検討してまいりたいと考えております。

【竿田会長】

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。Webで出席の委員の方も、ございませんでしょうか。

【利森委員】

今回保険証がなくなることによって、保険料を滞納している被保険者に対して交付されていた、短期被保険者証の発行がなくなるということは、無保険になるということでしょうか。

【金井国保収納対策担当課長】

今回の制度改正により、短期有効期限の被保険者証というものがなくなり、通常のマイナ保険証として統合されます。そのため無保険になるということではなく、通常の保険診療が受けられることになっております。

【利森委員】

ありがとうございました。

【竿田会長】

他にご質問、ご意見などございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

それでは引き続きまして、報告事項の3、「子ども・子育て支援金制度」について、事務局からご説明をお願いします。

【西川保険年金課長】

配布資料3に基づき、報告事項3について説明

【竿田会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について何かご質問あるいはご意見等、ございませんでしょうか。

Webで出席の委員の方もよろしいでしょうか。

(意見、質問等なし)

【竿田会長】

では私が今思いついたのですが、お手元の資料の中にある、国民健康保険運営協議会関係法令例規一覧表の裏の左端に条例があります。

この第2条の2では、我々委員のそれぞれの立場からの、被保険者を代表する委員9名、保険医等の委員が9名、公益委員が9名、被用者保険等保険者を代表する委員が2名ということで、参加人数が29名の委員がいるわけです。

それで一番右側の参考の真ん中より下の国民健康保険運営協議会の審議事項を見ていただきますと、国民健康保険運営協議会は、市町村長の諮問が出た場合、それについて我々が議論するというのが、第1の主目的です。

その次の「自ら進んで意見を述べること」。これが我々29名の委員に与えられた権利ですから、それぞれの立場から見て、この国保の制度について疑問、あるいは意見があれば、ここで申してきました。

今日の資料にもありましたように、平成30年から令和6年度で、大阪府で統一した制度にするということになり、今年完全統一となったということで、後の全体の運営方針は府で決めます。

市の協議会では、その「実施面」での問題点、意見等があれば、それをここで出していくことになり、これからこの運営協議会の性質も変わるのかなという感じはするのですが、これは法律で定められていて、各市町村に設置をなさいということで協議会が設置されているわけですから、今後もこういった議論は続けていくということになるかと思えます。

それから次回第2回の総会もある予定ですので、その時にまたご説明をしていただいて、その時に改めて各方面からのご意見あるいはご質問等があれば、また伺わせていただきたいと思えます。

それでは、ご質問等も出尽くしたようでございますので、本日の第1回総会はこれにて終了することといたします。

どうも、ありがとうございます。

【奥村保険年金課長代理】

竿田会長ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中、また長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

第2回総会につきましては、来年2月上旬頃開催する予定としております。

また、日時が決まりましたら、個別に案内文書をお送りさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それではこれもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。